

第五号

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十六の項を三十七の項とし、三十五の項を三十六の項とし、三十四の項を三十五の項とし、三十三の項の次に次のように加える。

三十四 旅行業法第二十四条第一項及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づき旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	一万五千元
---	-------

附 則

- この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）附則第四条の規定に基づき同法第二条の規定による改正後の旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十四条第一項の規定の例により登録の申請を行う者は、改正後の別表第一の三十四の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

提案理由

旅行業法の一部が改正されたことに伴い、旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。